岩手県道路交通環境安全推進連絡会議

会　則

（名　称）

第１条　本会議は、「岩手県道路交通環境安全推進連絡会議」（以下「推進連絡会議」という。）と称する。

（目　的）

第２条　推進連絡会議は、岩手県内の道路における交通事故の防止を図るため、警察と道路管理者とが連携を図りながら、安全な道路交通環境整備に係る主要施策について適切な進行管理を行い、また地域住民等への広報や地域住民等の道路交通環境に関する意見を主要施策へ反映させることを目的とする。

（事　業）

第３条　推進連絡会議は第２条の目的を達成するために、次の事項について、調査･検討、対策の立案・実施等に関する事業を行うものとする。

(1) 主要幹線道路における事故多発地点の解消
(2) 生活道路における安全の確保
(3) 分かりやすい道路標識の整備
(4) 住民の参画による道路交通環境の整備
(5) 重大事故の再発防止
(6) 事故の危険性が高い特定の区間の明確化

２　事業の推進については、別に定める推進プログラムに従い実施するものとする。

（組　織）

第４条　推進連絡会議は、議長と委員をもって組織する。

２　推進連絡会議の議長は、岩手県警察本部交通部交通規制課長と国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所長とが１年毎に交互に務める。

３　委員は、推進連絡会議に参加する各機関の別表－１に掲げる職にある者とする。ただし、必要に応じ、議長が指名する臨時の委員を参加させることが出来ることとする。

（運　営）

第５条　推進連絡会議は、委員の所属する各機関が協議のうえ、必要と認めるときに議長が召集するものとする。

２　推進連絡会議は議長が運営する。ただし、議長に事故ある時は、議長があらかじめ指名したものが、その職務を代行する。

３　委員は、会議に出席できない時は、あらかじめ文書または、その他の方法により意見を述べることができる。

（作業部会）

第６条　推進連絡会議を補佐するため作業部会を設置する。

２　作業部会長は、岩手県警察本部交通部交通規制課長補佐と国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所副所長とが１年毎に交互に務める。
３　作業部会の構成は、推進連絡会議に参加する各機関の別表－２に掲げる幹事の職にある者とする。ただし、必要に応じ、作業部会長が指名する委員を臨時に参加させることができることとする。
４　作業部会は所属する機関が協議の上、開催することとする。
５　作業部会は、作業部会長が召集する。
６　作業部会長に事故ある時は、作業部会長があらかじめ指名したものがその職務を代行する。
７　関係機関を代表する作業部会の幹事は、会議に出席できない時は、あらかじめ文書または、その他の方法により意見を述べることが出来る。

（事務局）
第７条　推進連絡会議に、事務局を設置する。
２　事務局は、警察と道路管理者が共同でその任に当たるものとし、以下の部局を総括窓口とする。
・岩手県警察本部　交通部　交通規制課
・国土交通省東北地方整備局　岩手河川国道事務所　交通対策課

（アドバイザー会議）
第８条　推進連絡会議に、専門知識を有する学識経験者等からなるアドバイザー会議を設置する。
２　アドバイザー会議は、推進連絡会議に対し主要施策の実施に関する技術的助言、効果・評価に関する指導・助言及び新規施策に関する助言等を行う。
３　アドバイザー会議は、必要に応じて推進連絡会議の議長が招集する。
４　アドバイザー会議の設置、運営については、別に定めるところによる。

（道路交通環境安全調査委員会）
第９条　推進連絡会議に、道路交通環境安全調査委員会（以下、「調査委員会」という。）を設置する。
２　調査委員会の招集は、重大事故の内容及び状況に応じ、推進連絡会議の議長が招集する。
３　調査委員会は、社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した際に、必要に応じて、速やかに当該箇所の事故発生の要因について調査・分析の上、道路交通環境の改善策の立案等を行い、推進連絡会議に報告するものとする。
４　調査委員会の設置・運営については、別に定めるところによる。

（補　足）
第 10 条　推進連絡会議の運営に関し、本会則の定めにない事項が生じた場合は、関係機関の協議により解決を図るものとする。

付　則
この会則は、平成 13 年 9 月 18 日から施行する。
平成 22 年 10 月 25 日　一部改正
平成 24 年 8 月 3 日　一部改正

別表－１

岩手県道路交通環境安全推進連絡会議　　委員名簿

所属機関	官　　職	氏　　名
岩手県警察本部交通部	交通企画課長	田中　洋二
	交通規制課長	中嶋　英樹
国土交通省東北地方整備局	岩手河川国道事務所長	光橋　尚司
	三陸国道事務所長	大泉　隆是
	南三陸沿岸国道事務所長	佐々木　靖
岩手県県土整備部	道路建設課　総括課長	高瀬　文明
	道路環境課　総括課長	菊地　信輝
	都市計画課　総括課長	品川　孝文
東日本高速道路（株）東北支社	盛岡管理事務所長	神田　清二

別表－２

岩手県道路交通環境安全推進連絡会議　　作業部会　幹事名簿

所属機関	官　　職	氏　名
岩手県警察本部交通部	交通企画課　課長補佐	村上　裕樹
	交通規制課　課長補佐	藤原　富彦
国土交通省東北地方整備局	岩手河川国道事務所　副所長	中岫　奨
	岩手河川国道事務所　交通対策課長	福田　優
	三陸国道事務所　副所長	寺山　雄大
	三陸国道事務所　交通対策課長	小滝　恵三
	南三陸沿岸国道事務所　副所長	阿部　千枝
	南三陸沿岸国道事務所　建設専門官	小野寺　圭
岩手県県土整備部	道路建設課　計画調査担当課長	金今　章弘
	道路環境課　維持担当課長	佐藤　充弘
	都市計画課　計画整備担当課長	鶴巻　武人
東日本高速道路（株）東北支社	盛岡管理事務所　工務担当課長	小針　征典